

パブリック・コメント手続（意見募集）

認定こども園の要件を定める条例の見直し
について

意見募集期間

令和5年（2023年）

7月10日（月）～7月31日（月）

お問い合わせ先：民生局福祉こども部子育て支援課

電話 046-822-8224（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第8次地方分権一括法)」の制定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)の認定等の事務権限が、都道府県から中核市に移譲され、平成31年4月1日に本市の条例を定めました。

今回、条例に定める5年以内の見直しの規定に基づき検討した結果、次のとおりの対応を検討しています。

つきましては、この見直しの対応について、市民の皆様のご意見等を募集します。

《見直す条例》

認定こども園の要件を定める条例

【目次】

- ◆ 認定こども園の要件を定める条例の見直しの内容について 2
- ◆ 意見の提出方法 3

◆認定こども園の要件を定める条例の見直しの内容について

1 条例名

認定こども園の要件を定める条例

2 見直しによる対応

見直しの結果、条例の改正を行わないこととします。

(理由)

本条例で規定する認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地域裁量型認定こども園)の基準は、保育所の設備及び運営に関する基準を定める「児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例(令和3年横須賀市条例第58号)」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年横須賀市条例第16号)」と同様の基準としており、現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正の必要がないと判断しました。

意見の提出方法

1 提出期間 令和5年(2023年)7月10日(月)から7月31日(月)まで

2 あて先 民生局福祉こども部子育て支援課

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
- (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・民生局福祉こども部子育て支援課(横須賀市役所はぐくみ館5階)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階34番窓口)
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 民生局福祉こども部子育て支援課

(3) ファクシミリ

046-827-0652

(4) 電子メール

cfgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。